

議 案 第 4 0 号

市有財産の無償譲渡及び無償貸付けについて

市有財産を次のとおり無償で譲渡し、及び貸し付ける。

令和2年6月9日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

1 譲渡する財産

建物（附帯設備及び備品等の物品を含む。）

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| （1）所 在 | 新居浜市泉池町甲1074番地55 外3筆 |
| （2）種 類 | 集会所 |
| （3）構 造 | 鉄筋コンクリート造陸・張力膜屋根2階建 |
| （4）床 面 積 | 1階 1, 509.66平方メートル
2階 341.95平方メートル |

2 貸し付ける財産

土地

- | | |
|--------|---------------------|
| （1）位 置 | 新居浜市泉池町甲1074番55 外4筆 |
| （2）地 目 | 宅地 |
| （3）面 積 | 3, 307.66平方メートル |

3 譲渡及び貸付けの相手方

新居浜市泉池町10番1号

株式会社銅夢市場

代表取締役 越 智 俊 博

4 譲渡及び貸付けの条件

産地直売事業その他の中心商店街活性化に資する事業の用途に供すること。

5 貸付けの期間

令和2年7月1日から令和12年6月30日まで（10年間）

提案理由

新居浜市商業振興センターを廃止し、中心商店街活性化に資する施設として民間事業者を活用させることに伴い、建物を無償で譲渡し、及び土地を無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、本案を提出する。

参照条文

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

[議決事件]

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(5) (省 略)

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

(7)～(15) (省 略)

2 (省 略)

第97条～第236条 (省 略)

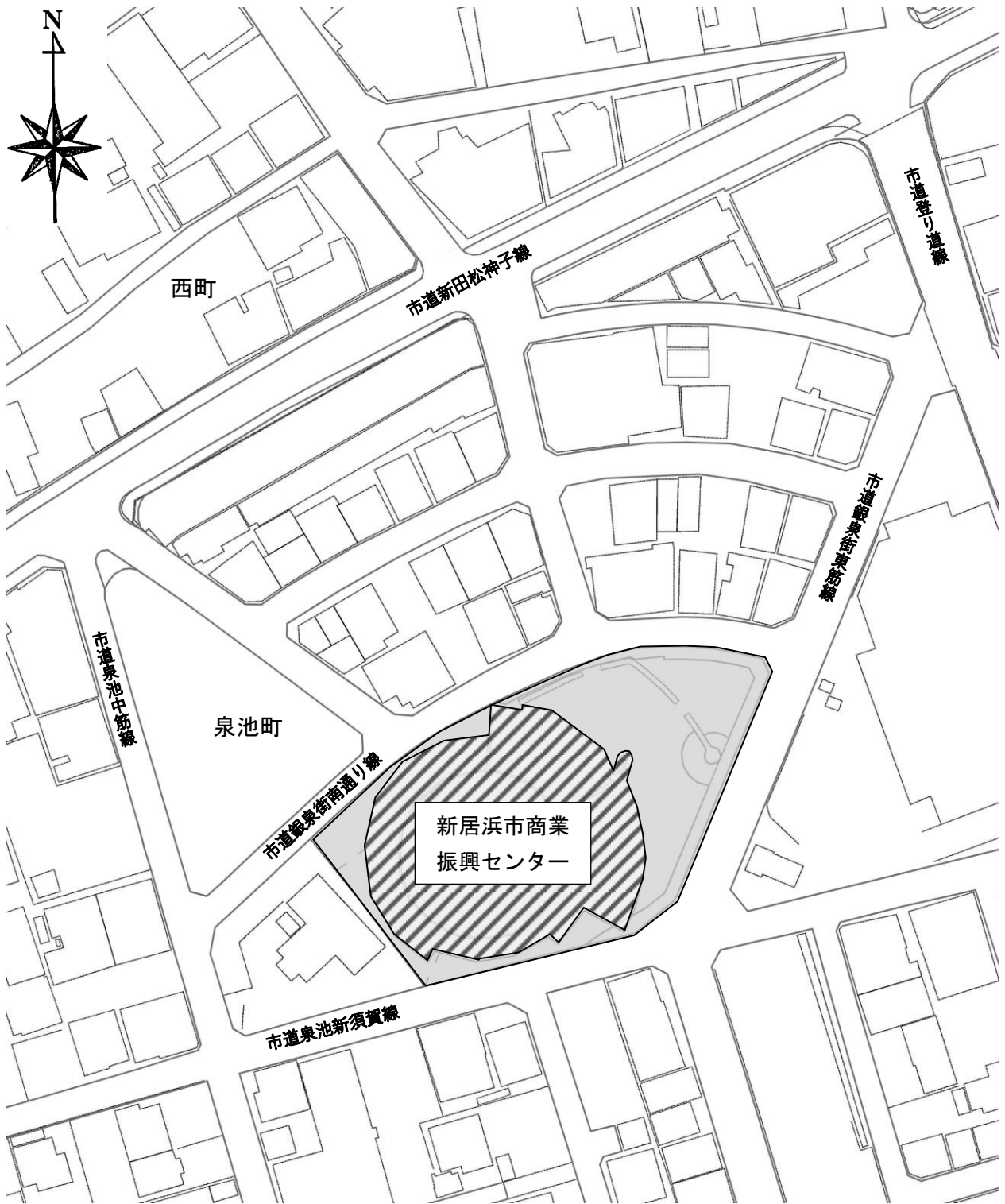
(財産の管理及び処分)

第237条 (省 略)

2 第238条の4第1項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

3 (省 略)

位置図



譲渡する財産（建物）

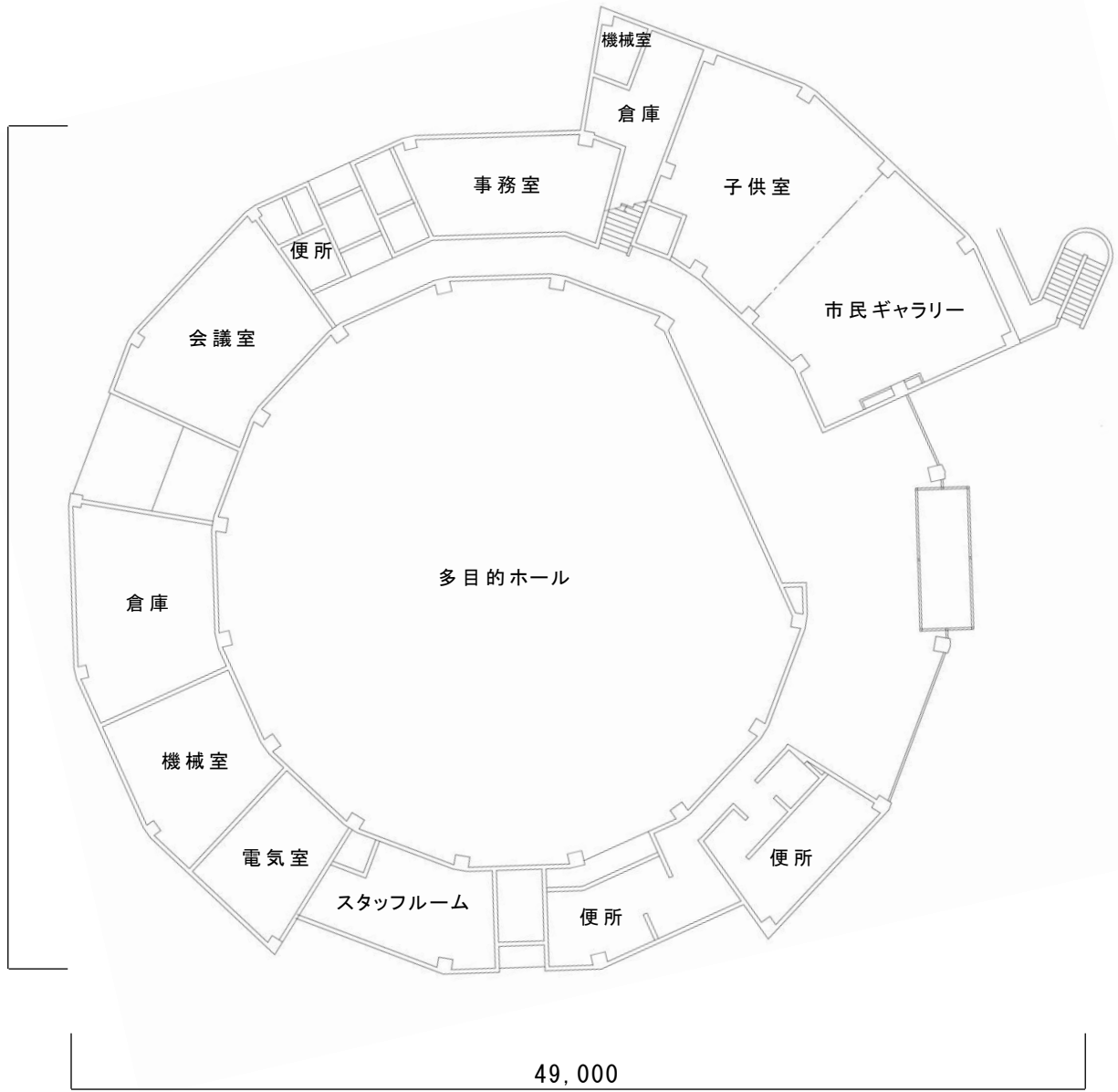


貸し付ける財産（土地）

1階平面図



41,000



49,000

2階平面図



41,000



49,000